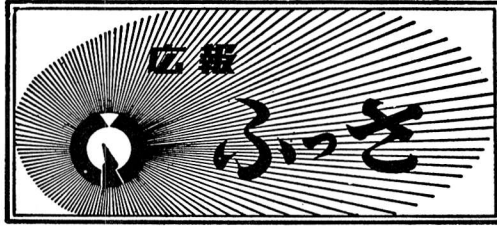


市の人口

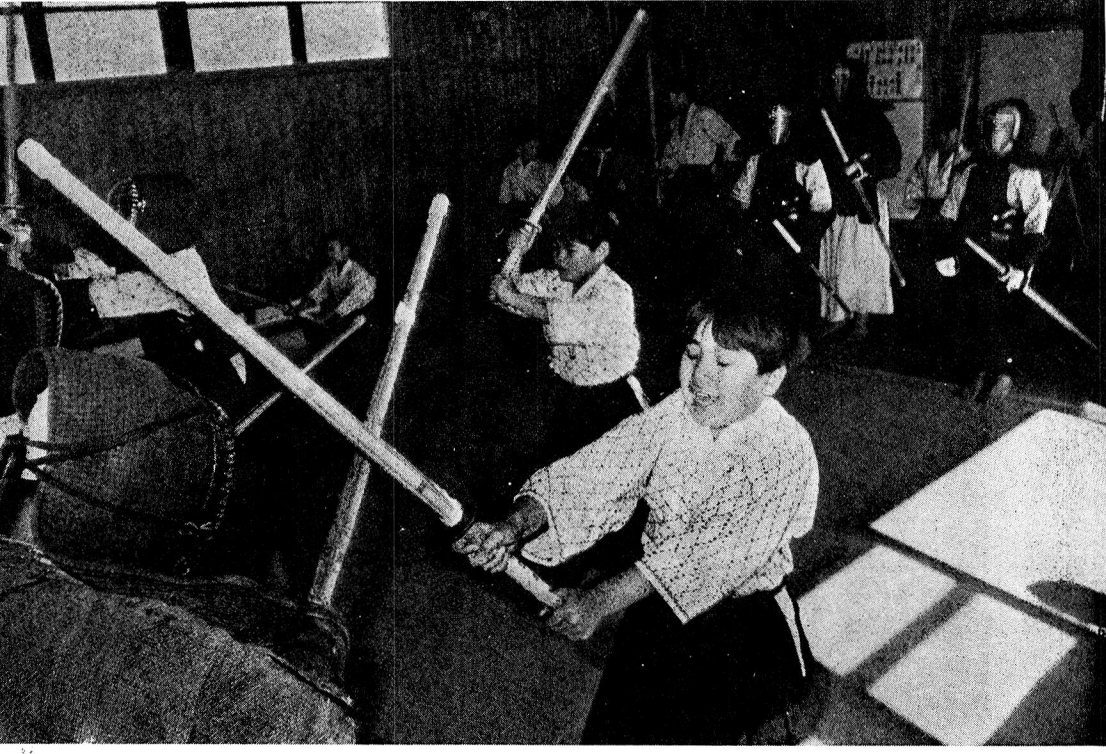
昭和46年2月1日現在
 住民台帳人口38,432人
 内 { 男 18,842人
 女 19,590人
 世帯数 12,281戸



1971. 2. 12

No. 107

発行所 福生市役所
 発行兼 企画調査室
 編集人
 電話51-1511・内線212



寒 げ い こ

エイ、ヤー、オメーン、鋭い気合と竹刀の音が寒気をつんざいて響きわたる。きびしい寒さの続く毎日ですが、日曜日の福生市武道館は、朝から福生剣友会の豆剣士たちが、ほほを赤くそめて懸命に寒げいこに励んでいます。

やがて、この子等は、なにものにも負けない強いからだと氣力を養い、立派に成長していくことでしょう。

みなさん、福生剣友会では、つぎのとおり練習を行なっておりますので、参加希望者は開始時刻に直接武道館へお出かけください。費用は無料です。

練習日

毎週日曜日

午前9時 幼児(5歳以上)

// 10時 小中学生

// 11時 高校、大学、一般

毎週木曜日

午後7時 幼児(5歳以上)

// 7時30分 小中学生

// 8時 高校、大学、一般

近づいた 東京都知事(4月11日) 選挙 福生市議会議員(4月25日)



明るく正しい

選挙をいたしましょう

わたくしたちは、だれもが、よりよい生活を願わないものはありませんがこの願いをかなえてくれるものは、正しい政治です。そして、今回の選挙は、わたくしたちが今後4年間の都政や市政の歩みを決める大切なものです。「わたくしの一票ぐらい」と他人ごとにして棄権しないようあなたのご家庭でも投票率を百歩にしてください。そして、あなたの尊い一票を都政や市政に反映させましょう。

- ▽ 選挙運動用はがきの頒布
はがきに「選挙用」という表示がされています。この「選挙用はがき」違反のはがきや封書でだすと選挙違反になります。
- ▽ 電話をかけること
電話で投票を頼むことは、なんの制限ありません。しかし、電報をうつことは禁止されています。
- ▽ 個々面接
道で知人に偶然会ったり、バスの中で知人にあつたときに、投票の依頼をすることができます。(有権者の家を訪ねて投票を頼んで歩く行為は、戸別訪問であり、禁止されています。)
- ▽ 個人演説会や街頭演説会の弁士になって選挙演説をすることができます。
- ▽ 候補者からたのまれてポスターを貼つたり、選挙事務所を手伝いをするすることができます。

だれでもできる 選挙運動

こういふことは 違反になります

- ▽ 戸別訪問
選挙運動のために選挙人の家を一戸一戸たずねまわるとは「戸別訪問」として禁止されています。戸別訪問は、家庭に限らず会社工場なども含まれ、また、家の中

に入らず、軒下で面接する場合や訪問の相手が不在である場合、または面会を拒絶された場合も戸別訪問となります。また、戸別に演説会の開催または演説を行なうことを知らせて歩くことや、候補者の氏名など戸別に言い歩くことも禁止されています。

違反の事例

- 選挙用のポスターを貼る承諾を求めたことを口実にして、運動員が戸別訪問したもの
- 訪問先の家の中にはいらない投票を依頼したもの
- ▽ 署名運動の禁止
選挙に関し、投票を得る目的または得させない目的をもって有権者に対し署名を求めるとは、いっさい禁止されています。
- ▽ 人気投票の公表の禁止
人気投票の経過または結果を公表することは、禁止されています。
- ▽ 飲食物の提供
選挙運動に関して飲食物をふるまってはならないことになっております。ただし、お茶、およびこれに伴い通常もちいられるお茶菓子程度のものであれば、さしつかえありません。また、運動員などについても一定の制限のもとに認められます。

違反の事例

- 陣中見舞として酒、果物などを候補者に贈つたもの
- 通行人を選挙事務所と呼び入れて酒をふるまつたもの
- ▽ 氣勢を張る行為
有権者の耳、目を集めるために自動車をつらねたり、隊を組んで往来したりすることなどは、有権者の冷静な判断を失わせる恐れがあり、禁止されています。

選挙運動の期間

選挙運動ができるのは、立候補の届出の日から投票日の前日までに限られています。立候補前の「事前運動」は、禁止されています。

また、選挙が終わっても当選や落選の挨拶をするために戸別訪問したり「当選御礼」などの広告を出したり、当選祝賀会等を開催することも禁止されています。

事前運動の事例

▽ 立候補予定者が立候補届出前において、個々の有権者に面接

特別な投票の方法

▽「○○さんをお見せ」などの名目で選挙人を多数招待して席上「さうするべき選挙はよろしく頼む」などと演説したものは、多数の選挙人に働きかけて、推せん、承諾書に記入を頼み、暗に投票を頼む意図を表わす運動をしたもの

投票の秘密は

守られる

「義理や人情にしばらくあてられず、あるいは買収、酒や食事などのもて

不在者投票

やむをえない事情のため投票日に投票することができないような方は、あらかじめ不在者投票をすることが出来ます。つぎの理由の方は、必ず投票して、大切な一票をむだにしないようにしましょう。

- 一、選挙の当日、自分の投票区の区域外において仕事をしている場合
- 二、会社の仕事などで出張する人、また、やむをえない用事で旅行する人
- 三、病氣、負傷、妊娠などで、歩くことが著し

なしにも応じないで自分の判断で立派な人を選びたいと思うのだが頼みにきた運動員などに「あなたにだれに投票したかどうかわから」などと言われるとうわわわ……」このような声を選挙のたびに聞きます。

しかし、このようなことは、絶対にありません。憲法で保障されている「投票の秘密」は堅く守られます。

福生市明るく正しい選挙推進委員

市では、明るく正しい選挙を行

困難なもの

四、住所を移した方で、選挙人名簿の登録が前の住所の所在地で行なわれている方

なお、不在者投票をしたい方は投票日の前日までに選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会の委員長に対し、直接または郵送で投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求できます。

また、今度から事由該証明書が不要になりましたが、投票できない理由などを申し立て、あわせて宣誓書を提出していただきます。

なお、不在者投票のできる期間は、東京都知事選挙は、3月17日から4月10日、福生市議会議員選挙では、4月15日から4月24日まで（時間は、午前8時30分から午

なうため、つぎの23名の委員をおいています。

- 本町1 鯉洲スズメ、本町3 渡辺タマ、志茂1 森田チヨ、長沢1 田村清作、加美1 平原治作、加美2 鈴木藤次郎、長沢2 清水金作、永田 古谷ユキ子、中央 吉野良夫、本町6 松沢孝次、武蔵野 山口敬重郎、山本純子、鍋1 井上キヌ、関春美、熊牛 佐伯初江、牛1 高橋テイ、牛2 大手ヒロ、原ヶ谷戸 岡部幸男、本町7 鈴木繁治、本町8 井上キミ子、南 石川コマ子、内出 飯野頼子、南団地 馬場アキ子

後5時)で、日曜、祭日も行ないます。

代理投票

投票したいが、手をけがしたり、目をいためていたりなどの理由で自分で候補者の名前を書くことができない場合に代理投票ができます。代理投票をしようとする人は、投票所で係員にそのことを申し出てください。

もちろん、有権者がだれに投票したかという秘密は、堅く守られます。

点字投票

目の見えない人のためにある制度です。投票所で申し出れば、点字用の投票用紙を交付します。

45年9月1日現在の有権者数は

二万四九三五名

昨年9月1日に行なわれた定時登録者数は、二万四九三五名です。4月に行なわれる選挙には、選挙時登録により新しく登録される有権者を加えた数が当日の有権者数となります。

なお、町会別有権者のうち昨年10月からできた玉川台町会が富士見台町会に含まれています。

選挙人名簿登録者数

45. 9. 1

地区名	男	女	計	地区名	男	女	計
志茂 1	288	327	615	熊 牛	701	717	1,418
" 2	609	662	1,271	富士見台	419	477	896
長 沢 1	199	205	404	福 栄	283	307	590
本 1	167	174	341	原ヶ谷戸	448	570	1,018
" 2	172	175	347	福 牛 1	344	362	706
" 3	129	127	256	" 2	443	488	931
小 計	1,564	1,670	3,234	横田基地	5	99	104
長 2	249	277	526	小 計	2,643	3,020	5,663
永 田	278	298	576	本 7	587	815	1,402
加 美 1	176	192	368	" 8	1,164	1,397	2,561
" 2	500	509	1,009	小 計	1,751	2,212	3,963
中 央	212	245	457	南	205	199	404
本 6	258	299	557	内 出	349	324	673
小 計	1,673	1,820	3,493	南 団 地	627	644	1,271
武 蔵 野	701	686	1,387	小 計	1,181	1,167	2,348
鍋 1	782	780	1,562	加 美 平	1,031	1,033	2,064
" 2	614	607	1,221	小 計	1,031	1,033	2,064
小 計	2,097	2,073	4,170	合 計	11,940	12,995	24,935

3月6日

福生市議会議員選挙
立候補予定者説明会を
開催

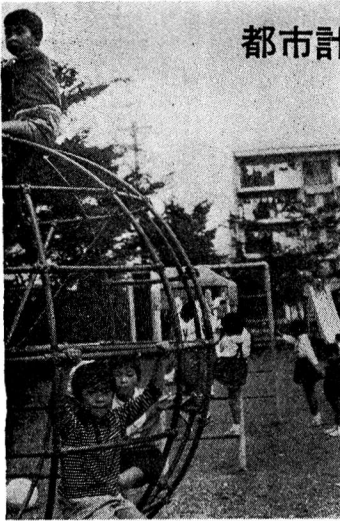
昭和46年4月25日に行なわれる福生市議会議員選挙立候補予定者の説明会をつぎのとおり開催いたします。

日時 昭和46年3月6日(土)
午後1時30分から

場所 福生市福祉会館3階ホール

都市計画“住みよい街づくりシリーズ”

① なぜ都市計画は必要か



最近のように都市化がすすむ時代はかつてなく、ここ当分続きそうです。このような中で、福生市はここで都市形態や土地の利用を最も適正なものとしなければ、次代をになう人たちの生活がおびやかされるといっても過言ではありません。

これには、都市の問題について都市を自分たちのものにする努力が市民の中に育つことが必要です。新年号で、福生駅東口、西口の開発計画の試案をご紹介いたしました。これらの計画の実現に向けて、市民のみさんのご理解とご協力をいただくために、これから数回にわたって都市計画だよりを掲載いたします。

都市計画とは

都市化がすすむ中で、住みよいまちづくりをすすめるための新しい都市計画の検討が、数年前からはじめられ、昭和45年6月に国会で成立しました。

この法律は、一年経過後の昭和44年6月に施行され、各都市地域において、住みよい秩序ある市街地づくりをねらいとした市街化区域(市街化をすすめる地域)、市街化調整区域(市街化をおさえる区

域)や、すでにできている都市計画をもう一度ねりなおすことなどが検討され、昨年12月26日、市街化区域、市街化調整区域の区域区分(線引き)の決定が都知事によってなされました。

建設省では、ここ10年〜20年間に都市人口は80%をこえ、わが国の都市の型が定まるのではないかとみていますが、これからは、きわめて重要な時期ということがいえます。

都市は人間がつくりだした空間であり、人口や生活様式その他いろいろな点から、その範囲を定めることが出来ます。

ここでは、空気や水でさえ自然のままの姿では存在しません。現在工場やビルからはき出される煙で空気は汚され、工場排水で川の水は汚っています。

その結果、人間が理想的な活動をおこなうことができなくなっておりまして、この都市における人間の活動を整理して、お互に摩擦をできるだけ少なくし、全体として一番バランスのとれたものにする

ことを目ざして都市をつくりだすことが都市計画です。

都市計画の中味

都市を構成する建物や公共施設に関する都市計画の内容は、つぎの3つに分けられます。

- 1、土地利用に関するもの
- 2、都市施設の整備に関するもの
- 3、市街地の開発、整備を目的とするもの

1、土地利用に関するもの

都市内の土地は、建築物の敷地として利用されているか、公共施設用地として使われているか、または将来これらの用地として使われる予定であるが、現在のところは、農地として使用されたり、単なる空地として眠っているかしています。

都市計画には、まず、都市内のある土地が、公共施設用地として使われるべき土地か、あるいは普通の住宅、その他の敷地等として使われる土地であるかの区別をす



る計画があります。

つぎに、公共施設用地として使われない土地が、建築物や工作物の敷地として利用される場合、その使い方に一定の秩序を与え、住宅の隣に工場が建ったり、閑静な住宅地に高層マンションが建ってしまうといったことのないようにする計画(地域地区に関する計画)があります。

都市内の土地が建築物の敷地として開発されようとする場合、その開発を秩序正しく、計画的に行なわれるようにして、市街地のスプロール(無秩序なひろがり)によるさまざまな弊害を防止しようとする市街化区域と市街化調整区域に関する都市計画が、新しく都市計画の中味としてはいつてきたわけです。

2、都市施設の整備に関するもの

都市内のある土地が公共施設用地として使われるべきであるか定められた場合に、この公共施設がどんな機能を果たすことになるかを定める計画があります。都市施設に関する都市計画ではその施設がどんな都市機能を持つものか(都市施設の種類の、どんな構造のもので、周辺の土地にどんな影響を及ぼすものであるか等が定められるわけです。

(次ページ下欄に続く)



⑥ 多 摩 吟 社

今月は、50年の歴史をもつ、福生で最も古いサークルである多摩吟社（俳句同好者の会）を訪れ、五・七・五の短文の中に創造の喜びを求めらるみなさんいろいろなお聞きしてみました。

会員は、この会の創始者斎藤吉太郎氏（西穂）をはじめ30名（女性5名）のみなさんで、それぞれこの道20年、30年のベテランぞろいです。

この会はいつごろからできたのですか

発会は、大正9年で昨年は50周年記念俳句大会を盛大におこないました。はじめは10人ぐらいの同好者の集まりです。

当時、三多摩の俳壇は、大変遅れていて、邪道にはなっていました。というのは、運座会といって俳句会がよくあったのですが、宗匠の選んだ句に対し、豪華な賞品を出すため、賞品目であらゆる選者の好みにあうような句ばかりつくっていたのです。

そこで、正しい俳句のあり方にもどすために当時の同好者が集まってはじめてみました。

今でも、一つの作風にとらわれず、それぞれの個性を重んじる方針で運営しております。

会の運営はどうしてありますか
毎月一回、月末の日曜日を利用して、会をひらいたり、吟行会を行なっております。会は、はじめに季節を定め、つぎの会までに俳句をつくらせ、つぎより、無記名の中からすぐれた句をえらんでいます。また昭和28年から毎年1月1日には、神社や仏閣に初詣吟行会を行なっております。今年は、川越の喜多院でおこないました。

会費は、句会ごとに百円位徴収しています。

みなさんの俳句をはじめた動機とその魅力については……

ほとんど自分が好きだからです。また、中には、一つの投稿がきっかけではじめた人もおります。俳句の魅力といわれてもむずかしいですが、自分の感動を最も簡潔にあらわせるということでしょう。画家が美しいと思うところを絵にするように、それを五・七・五のこぼれに表現できるところにあるということでしょう。

よい句とはどんなのですか
絶対の美しさがあるということでしょう。たとえば芭蕉の句のように何年たっても人々に感動を

与える句です。これには目で見たものを通して作者の心をうち出すことが必要です。

俳句というと、むづかしい感じがしますが、だれにでもできるものですか
紙と鉛筆さえあればだれにでもできます。ですからあまりむづかしく考えず、はじめは自分の感じたことをどんとん書いてみる必要です。そのうちにむだをはぶくことができますし、自分自身のすばらしい心の日記になると思えます。

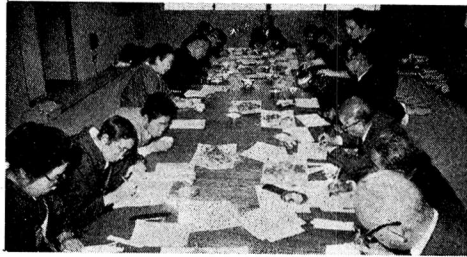
ふだんはどんな心がまえでおりますか
たえず、自然やものごとに対し観察力をもち、ふだんから自分の感じたことなどメモしておこうにしていきます。会員の中には、いつもポケットにメモ帳をしのぼせている人もおります。

一つの季節について、もう一つつくられているという人もおりますが、それぞれのものは、云々つくれないものも持っているのです。ですから新鮮なものを見い出して、それを言葉にあらわすようにしております。

それでは最後に市民のみなさんへの呼びかけを……
現代は、機械化され、また、スピード化され、距離感がなくなるなど自然に対する感覚がうすれていくようですが、このような中で

するどい観察力を養うためには、俳句は大変よいと思います。俳句は、年配者のやる者と考えがちですが、むしろ若い人たちがどんどん参加していただき、この通の発展に努めていただきたいと思っております。

句会がはじまると、会場はシーンとした静けさの中ですすめられ、それぞれの秀作が読みあげられていました。なおこの会に参加したい方は、左記へご連絡ください。
斎藤吉太郎 熊川七五七
電話51-0311



3、市街地の開発、整備を目的とする市街地開発事業に関するもの

都市内のある程度の規模の土地について、一挙に理想的な人間活動が確保されるような開発、整備をしてしまおうとする市街地開発事業に関する都市計画です。

以上、三つの中味が一体となって、均衡のとれた人間活動を可能にする都市という「いれもの」に関する計画ができることになるわけです。

暮しのメモ

ストーブの反射板がよごれたとき

ガスや電気、石油ストーブには、ピカピカの反射板がついていますが、これは熱効果をあげるためのもので、あまりよごれていると効果はなく、みたく目にも不潔です。

簡単でしかも失敗のない掃除法は、シンソ油をちり紙につけてふくときれいになります。ぬれたぞうさんでふくのは、一番よくありません。

福生第一回

ボーイスカウト隊員募集

資格 現在小学校2年生12名、3年生若干名、締切2月末日、申込先、教育委員会社会教育係または天田隊長（電話51-1571）

防火態勢に意気あらた

福生市消防団出初式

新春恒例の出初式が1月10日午前10時から第二中学校々庭でおこなわれました。

なお、市の消防のために尽力されたつぎの方々が、団長から表彰されました。

表彰者(敬称略)

25年勤続功労章

齋藤 巽、野島 勇

15年勤続功労章

野島清次郎、西島照夫、野島岩司

精績章

森田政雄、石川豊、野島義久、森田美芳、野島岩司、木村清人、清水信作、野口秀世、鳥海敏夫、笹本重男、森田安明

優良章

木下三郎、佐伯光義、式田登松永忠男、鈴木暉一郎

精勤章

井上嘉助、木下恒男、天野晴夫、森田武治、森田政宏、井上隆司、橋本雄至、宮崎民夫、設楽 清、古谷征司



油火災に対する消火訓練

**火の元には
十分注意を**

2月28日～3月13日

春の全国火災予防運動

今年も2月28日から3月13日まで、春の全国火災予防運動が行なわれます。

毎年2月から3月にかけては、空気も乾燥し、風が強く吹くため大火になりやすく、また、気温も三寒四温で生活のリズムに波が多いためか火の用心を怠りがちです。火のもとには、十分ご注意ください。

火事をださないために

- ▽ たばこは、なげすて、おきわすれをしない。寝ながらすわない。また、すいがらは水でよく消してから捨てる。
- ▽ ごんろ、ストーブは、使用方にまちがえない。また、まわりに燃えやすいものを置かない。
- ▽ 暖房器具やごんろ、電気器具などの消し忘れ、つけ忘れに注意し、その場をはなれる場合や使用後は、そのつど確

める。

▽ 器具の点検をおこなう。

身のまわりの安全を確かめる

- ▽ 消火器などの消火設備は、いざというときに使用できるか。
- ▽ 非常口や避難器具は、いつも使えるようにしておく。
- ▽ 階段や通路に、避難のさまたげになる荷物などを置かない。
- ▽ 窓や扉は、いつでも避難口となるよう内側からあけやすいようにしておく。
- ▽ 二階以上の階は、下の階の火災により避難が困難となりやすいので、避難用のなわばしごやロープなど備えておく。(焼死者の52%は、二階以上にいた者です。)
- ▽ 体の不自由な人、病人や幼児など避難口に近いところに就寝させる。
- ▽ 屋外のすくりに片ずかないゴミは、水をかけるなどして、防火につとめる。

人がいなくなる建物の防火管理

- ▽ 家庭では
 - ▽ でかける前には、電気やさしこみやガスの元栓をよく確かめる。
 - ▽ 家のまわりの燃えやすいものを片すておく。

職場では

- ▽ 宿直入を置いて、防火管理にあたる。
- ▽ エレベーターを切っておく場合には、火災報知機などの消防設備との関係を確認しておく。
- ▽ 燃えやすい油ポロや紙くずなどは、始末しておく。



火事になったらあわてずに 一一九番へ通報

火災のとき一番大切なことは、あわてないことです。そして一番危険なことは、一人でもみ消そうとすることです。

火災が発生したら、まず一一九番へ通報し、火災の場所と主な目標物と何が燃えているかを、あわてずにはっきりと知らせてください。

不明確の通報では、消防車の出動がおくれることがあります。また火災からのちを守るために、外へ逃げたらふたたび物を取りに戻らないようにしましょう。

不明確の通報では、消防車の出動がおくれることがあります。また火災からのちを守るために、外へ逃げたらふたたび物を取りに戻らないようにしましょう。

